

# 隣接校選択制に関するQ & A

隣接校選択制についてQ & A形式により説明します。

## 申請手続き

**Q 1 : 申請書がほしいのですが。**

A : 申請書を添付した申請要項を9月から11月までの間、お近くの小・中・義務教育学校や大分市教育委員会学校教育課（市役所第2庁舎4階）でご希望の方に配布しています。このホームページからもダウンロードできます。

**Q 2 : 在校生が隣接校選択制の申請をして転校することはできますか。**

A : 在校生は申請できません。対象者は、大分市在住で、小学校又は中学校の第1学年に入学する者です。（義務教育学校の第1学年に入学する者又は第7学年に進級する者を含む。）

**Q 3 : 隣接校を知りたいのですが。**

A : 隣接校は、住所地又は転居予定地（Q 7を参照）の指定校に隣接する学校になります。申請要項とともに選択可能な学校の一覧を載せていますのでご確認ください。

**Q 4 : 申請手続きはどのようにするのですか。**

A : 申請要項とともに申請書が添付されていますので、必要事項を記入して大分市教育委員会学校教育課（市役所第2庁舎4階）に直接提出してください。受付の際には申請書の記入漏れ等の確認を行い、受理した申請書のコピーと注意事項を書いた文書をつけてお返しします。申請期間は11月中を予定していますが、詳細は申請要項で確認してください。

**Q 5 : 来年小学校に入学予定ですが、隣の校区で自営店を営んでいるため、放課後はそこで面倒をみたい。そのような理由で隣の学校を申請できますか。**

A : 隣接校選択制の申請は可能です。また、**学区外就学制度\***の許可要件に該当する可能性もあります。その場合、学区外就学制度で手続きしていただくことになります。

### ※学区外就学制度

児童・生徒に特別の事情がある場合などに指定された学校以外への通学を許可しています。

#### 【特別の事情がある場合の例】

- 在学途中で大分市内で引越したが、引き続き前の学校に通いたい場合。
- 大分市内で引越し予定だが、事前に引越し後の住所地の学校に通いたい場合。
- 帰宅後に保護者等監督者が不在で、児童預かり先校区の学校に通いたい場合。（小学校・義務教育学校の1～6年生に限る）

上記以外で、その他やむを得ない事情があり「学区外就学許可」が必要な場合は、学校教育課までご相談ください。

**Q 6 : 特別支援学級を検討していますが、隣接校選択制は申請できますか。**

A : 隣接校選択制は通常の学級の児童を対象としています。指定校以外の特別支援学級に入級を希望する場合は隣接校選択制ではなく、学区外就学制度を利用することになります。なお、特別支援学級か通常の学級か判断がつかない場合は、隣接校選択制を申請していただき、特別支援学級に入級が決定した際には、申請を取り下げていただくことになります。※特別支援学級を検討されている方は、各学校で設置状況が異なりますので、担当窓口の大分市教育センター エデュ・サポートおおいた（533-7744）にご相談ください。

**Q 7 : 転居予定があるのですが、転居予定先の指定校の隣接校は申請できますか。**

A : 申請できますが、指定された期日（申請要項に記載しています。）までに実際に転居先に居住し、住民票の異動届が受理されていることが条件となります。

**Q 8 : 隣接校の抽選で選外になった場合、別の学校に申請を変更できますか。**

A : 変更できません。申請できる学校は1校です。

**Q 9 : 申請校の変更はできますか。**

A : 申請期間中であれば申請校の変更、申請の取り下げ等の変更ができます。

**Q 10 : 小学校4年生の兄が隣接校選択制で隣の学校に通っていますが、来年入学予定の妹も同じ学校に通わせたいと思っています。この場合も申請が必要ですか。**

A : 現在、兄姉が隣接校に就学していて、弟妹が同じ隣接校への就学を希望する場合は、学区外就学の手続きにより就学可能です。

**Q 11 : 私立や県立を受験予定ですが、隣接校選択制の申請は可能ですか。**

A : 可能です。私立や県立の学校に入学することが決定した場合は辞退届を提出してください。

**Q 12 : 他市から転入予定ですが、住民票が市外でも申請できますか。**

A : 申請期間内に大分市に転入されていることが条件となります。

**Q 13 : 申請書の提出は支所でもできますか。**

A : 支所には提出できません。学校教育課（市役所第2庁舎4階）まで直接提出をお願いします。

**Q 14 : 申請状況の公表はありますか。**

A : 申請期間中は各学校の申請状況を大分市ホームページに掲載します。また、最終日の翌日に申請結果を掲載予定です。

**Q 15 : 申請結果は通知がありますか。**

A : 申請結果は、申請期間の最終日の翌日に大分市ホームページに掲載予定です。

申請者が受入定員を超えた学校は抽選になりますが、校長と協議の上、定員以上に受け入れる場合があります。後日、公開抽選会の開催の有無に関する案内文書を郵送にてお送りします。

定員内であれば特別なお知らせはありません。1月中旬以降に発送します入学通知書で、ご希望の学校となっていることをご確認ください。

## 受入定員・学校情報

**Q 16 : 各学校の受入定員は、どのような基準で決定し、いつごろ発表になりますか。**

A : 受入定員は、各学校の余裕教室や今後の児童生徒数の推移等を総合的に勘案して決定します。9月に公開される申請要項をご覧ください。

**Q 17 : 学校の様子を知りたいのですが。**

A : すべての小・中・義務教育学校で9月から11月までに数日の学校公開日を設けていますので、実際に学校の様子を見学いただけます。日程等については、直接学校にお問い合わせください。

**Q 18 : 学校紹介のパンフレットがあると聞いたが支所にも置いていますか。**

A : 指定校や隣接校についての情報が得られるように、学校の概要や教育活動などを掲載した学校案内を作成しています。支所には置いていませんので、希望校に直接とりに行かれて実際に学校の様子などを見ていただくことをお勧めしています。なお、学校教育課（市役所第2庁舎4階）には全校の学校案内を置いています。

## 抽選・入学手続き

**Q 1 9 : 抽選で選外となったときはどうなるのですか。**

A : 住所地の指定校に入学することとなりますが、抽選で選外となった方は補欠登録ができません。補欠登録をされた方は、当選者が辞退した場合には、順次繰り上げて隣接校への入学を決定します。

**Q 2 0 : 隣接校に当選しましたが、どうしても辞退しなければならなくなったときはどうすればよいのですか。**

A : 補欠登録をされている方の繰り上げがありますので、学校教育課（537-5903）まで速やかにご連絡いただき、辞退届の提出をお願いします。

**Q 2 1 : 入学手続きはどうすればよいですか。**

A : 1月中旬以降に入学通知書が届きます。  
2月に市内の各小・中・義務教育学校で入学説明会が行われます。  
4月の入学式の際、入学通知書を学校へ提出すれば手続きは完了です。

## 入学後

**Q 2 2 : 選択した学校がイメージと違ったり、自分に合わない場合などは、もう一度選択できるのですか。**

A : お尋ねのような理由で、選択しなおすことはできません。

**Q 2 3 : 選択によって通学が遠距離となった場合、通学費の補助はあるのですか。**

A : この場合、通学費の補助は原則ありません。  
ただし、就学援助制度で支給対象となる場合があります。詳しくは学校教育課学事担当班までお問い合わせください。

**Q 2 4 : 隣接校に入学した後、他の校区に引越しましたが、引き続き隣接校に通えますか。**

A : 可能ですが、その場合は**学区外就学**の手続きが必要です。  
※隣接校入学後に市内間で転居した場合の手続きについては学校教育課までお問い合わせください。

**Q 2 5 : 隣接校に入学した後、転勤で大分市外に転出しました。2年後に転勤で大分市の以前住んでいたところに戻るようになりましたが、以前通っていた隣接校に戻れますか。**

A : 原則として転入した住所地の指定校に入学することとなります。学区外就学の許可事項に該当する場合は、学校教育課までお問い合わせください。

## その他

**Q 2 6 : 就学時健康診断の案内が届きましたが、隣接校選択制で別の学校を申請予定です。**

**どちらの学校で受診すればよいですか。**

A : 健康診断通知書で案内のあった学校で受診してください。

**Q 2 7 : 隣接校選択制で隣の小学校に通っています。中学校はどうなるのですか。**

A : 原則として、住所地によって中学校が指定されますが、在籍小学校（隣接校）区の指定中学校に通いたい場合は、学区外就学の手続きにより入学可能となります。ただし、指定中学校が2校に分かれる小学校については、自宅から近い学校のみ学区外就学の手続きにより入学可能となります。（自宅から遠い学校を希望する場合は、隣接校選択制の申請手続きが必要です。）

※選択した小学校の校区と中学校の校区とは連動しません。